

# LinuxWorld Expo/Tokyo 2008

協賛および出展 (展示) / セミナー申込書

**申込最終締切日 2008年2月29日 (金)**

当社は、本展示会に申込みします。

申込日：2008年 月 日

<b>出展社名表記</b> 展示会パンフレット・広告等の印刷物、Web サイトに掲載する際の社名表記をご記入ください。					
和文表記					
英文表記					
<b>出展会社情報 (代表者)</b>					
会社名	印	所属部署			
役職		代表者名	印		
住所	〒				
電話番号	F A X		E-mail		
<b>担当者情報 (事務局からの連絡の窓口になる方をご記入ください。)</b>					
会社名	印	所属部署			
役職		担当者名	印		
住所	〒				
電話番号	F A X		E-mail		
U R L	http://		展示会 Web サイトからのリンク先		

お申し込みの項目にチェックをし、一般展示およびセミナーに関しては、各お申し込み数をご記入ください。

協賛および出展 (展示) 申込内容			
スポンサー申込	早期申込割引料金 :2008年1月31日 (木)迄	通常料金 :2008年2月1日 (金)以降	
プラチナスponsor	3,500,000 円	3,800,000 円	
ゴールドスポンサー	1,500,000 円	1,800,000 円	
追加展示スペース	350,000 円 × ( ) 小間		
追加ソリューションセッション	350,000 円 × ( ) 枠		
一般出展/セッション申込	早期申込割引料金 :2008年1月31日 (木)迄	通常料金 :2008年2月1日 (金)以降	
一般出展 (展示スペースのみ)	450,000 円 × ( ) 小間	500,000 円 × ( ) 小間	
セッション参加	450,000 円 × ( ) 枠	500,000 円 × ( ) 枠	
レンタルパッケージブース	150,000 円 (1 小間)	280,000 円 (2 小間)	420,000 円 (3 小間)
貴社お支払いの締日 :	支払日 :	上記申込金額合計 :	円

(上記税別)

ゴールドスポンサープランには、事務局指定パッケージブースは含まれません。パッケージブースを利用される場合は、別途お申込み下さい。

<b>通信欄 (事務局への連絡事項などをご記入ください。)</b>

裏面の「出展規約」を必ずお読みください。事務局が本申込書を受理次第、同規約に同意されたものとみなします。

事務局が本申込書を受理次第、ご担当者様宛に請求書をお送りいたしますので、指定口座へお振込みください。なお、支払い期日は、上記「貴社お支払いの締日/支払日」にご記入がない場合、請求書発行日より1ヵ月後とさせていただきます。また、お支払いが上記ご担当者と異なる場合は、お申し込み時に事務局にお知らせください。お申込後のキャンセルは理由の如何を問わず、お申込金額の全額をキャンセル料として申し受けますのであらかじめご了承ください。

**お申込の際は本紙に必要事項をご記入 捺印の上、事務局までFAXにて送付後、ご郵送ください。  
また、控えのため必ずコピーを取り保存してください。**

事務局記載欄

受付日	NO.	受付印	責任者印	財務印	請求 NO.

< 申込書送付先 >  
 LinuxWorld Expo/Tokyo 事務局 (株)IDG ジャパン内  
 〒113-0033 東京都文京区本郷 3-4-5  
 TEL 03-5800-4831 FAX 03-5800-3973

# LinuxWorld Expo/Tokyo 2008 協賛・出展規約

## (1) 事務局

ここで述べる事務局とは本展示会開催・運営・管理のために主催者によって設置された、主催者とその代理人によって構成される組織をさします。

## (2) 出展社

ここで述べる出展社とは本展示会開催にあたり、協賛および出展（展示）セミナーのいずれかに参加申込をされた企業・団体等をさします。

## (3) 協賛および出展（展示）セミナーの申込み及び本規約の効力の発生

申込については、必要事項を記入の上、署名・捺印した指定の申込用紙を事務局に提出することによって受け付けます。申込書が事務局に受理された時点で、出展社及び出展申込者は本規約の内容に同意したものと見なされ、本出展規約の効力が発生し、出展社及び出展申込者には本出展規約を遵守する義務が発生します。ただし、事務局が適当でないと判断した場合、事務局は本展示会への申込を拒否することができます。

## (4) 協賛および出展（展示）セミナー料金に含まれるもの

- \* 基準時間内の会場使用料金・照明・空調費
- \* 共用施設の工事費および維持費
- \* 広報宣伝費（ポスター・案内状含む／一部有料あり）
- \* 来場者サービスに係わる費用（会場案内等の制作費）
- \* 事務局企画運営・安全管理・警備費用

ただし、以下のものは出展料金に含まれません。

- \* 出展社の自社小間装飾費・搬入出費および運営費
- \* 一次側幹線・二次側電気工事費および電力使用料
- \* 臨時電話・ISDNなどの通信回線の架設費と通信料金
- \* 基準時間外の会場使用料
- \* 給排水・アース・アンテナ等の工事費と使用料
- \* 自社出展機器および対人傷害などの保険料
- \* 会場設備・備品および他社展示物の破損、紛失弁償費
- \* 放置された装飾資材等の残材、ゴミ処分に係る費用
- \* その他、通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

## (5) 協賛および出展（展示）セミナー料金の支払いについて

出展社またはその代理人は指定された期日までに申し込み金額の全額を支払わなければなりません。万が一指定された期日までに支払われなかった場合、事務局は遅延損害金を請求することができます。なお、支払いは現金振込となりますのでご了承ください。

## (6) 協賛および出展（展示）セミナー申込後の取り消し

申込後、申し込み内容の一部または全部を取り消す場合は、取り消された料金の全額を申し受けます。ただし、天災地変等のやむを得ない理由で展示会が開催できない場合は、事務局はすでに受けている申込を取り消すことができます。すでに払い込まれた料金については、必要経費を差し引いた上で、なお余剰金があった場合、これを申し込み金額に按分して出展社に返却致します。

## (7) 小間の位置およびセミナーの講演日時について

小間の位置及びセミナーの講演日時については、申込時の順序を最優先し、出展実績（協賛金、小間数、セミナーの購入等）を勘考し、事務局にて決定いたします。ただし、出展状況、小間数等の変動により会場レイアウトや講演日時の変更等が行われても出展社は事務局に対する意義申立てならびに賠償責任等を問う事はできません。事務局に一任されます。

## (8) 展示面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展社または出展申込者は、展示面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。また事務局の承認無しに、出展社以外の会社、または個人が使用、展示することはできません。

## (9) 展示会の運営

事務局は展示会の業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正を行うことができます。また、この「出展規約」に記載の無い事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。出展社が「出展規約」ならびに展示規則その他出展社マニュアル上での規定等に違反した場合、事務局はその出展社の本展示会への出展等を中止させることができます。その場合、その展示スペースおよびセミナー講演枠は事務局が処分することができ、申し込み金額の扱いについては出展規約（6）協賛および出展（展示）セミナー申込後の取り消しに準拠致します。事務局は準備から撤去までの全期間を通じ、運営会社と契約して会場の整理を行います。各社小間内の警備までは行いません。

## (10) 事務局による会期前もしくは会期中の出展の中止の措置

会期前もしくは会期中、他の出展社に著しく迷惑をかけている、あるいはかける恐れがあると事務局が判断した場合、また、出展内容が本展示会に適切でないと事務局が判断した場合、事務局はその出展社に対し、出展の中止の措置を執ることができます。この場合、申し込み金額の扱いについては本規約（6）協賛および出展（展示）セミナー申込後の取り消しに準拠します。

## (11) 展示品の管理および免責

展示品の管理は、出展社の責任において行うことになっています。主催者及び事務局は、展示品の損傷、盗難、紛失、破損等については一切責任を負いません。

## (12) 保険

会場への展示物搬入開始から撤去までの期間必要と思われるものについての損害保険については、各出展社で加入することになっています。特に小間内の警備・保険に関しては出展社ごとに行うことになっており主催者及び事務局は一切責任を負いません。

## (13) 補償

出展社およびその代理者が他社の小間、事務局の運営設備または展示会場の設備および人身等に損害を与えた場合はその補償は出展社の責任になり、主催者及び事務局は一切責任を負いません。

## (14) 出展搬入・搬出と撤去

展示物等の会場への搬入期間および会場の設営工事期間などの詳細につきましては、出展社マニュアルにてご案内致します。会期中は事務局の承認無しに、展示物を搬入・搬出・撤去および移動することはできません。展示品や小間内の保守および清掃は、出展社の責任において行うことになっています。決められた撤去期日までに撤去されない展示品および物品は、出展社の費用および危険負担で事務局が撤去できます。

## (15) 出展要項と展示規則の承認

すべての出展社あるいは代理者は、この「協賛・出展規約」および事務局が制定する上記展示規則を承認したものと致します。事務局と出展社、来場者、関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。

(LinuxWorld Expo/Tokyo 事務局)